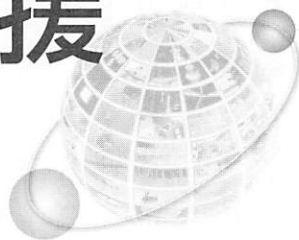


AIによる業務支援

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



自 治体でもさまざまな業務でAIを活用する例が増えていく。これまでも指摘したように、使い方によってはAIには無限の可能性がある。一方、開発途上ゆえに深刻な事態を招き得る課題も多い。新しい道具に慌てて飛びつくのではなく、現状、課題、行末を見きわめつつ、慎重に対応していくことも大切である。しかし、新しいものの好きで、後先を考えず、人がやってないことにチャレンジしたがる私は、AIによる業務支援を試行し始めた。それは、情報公開、個人情報保護制度の解釈運用の支援にもつながる予感がする。

「学修」支援での試行

私の本業は大学受験予備校の講師である。大学入試における小論文、面接試験等の教科を担当してきた。最近ではAO入試（総合型選抜・学校推薦型選抜）が増えたため、これに必要な志望理由書等の出願書類の作成も支援している。

いずれも教える側が知識・情報を伝授し、教わる側がそれらを覚えるという従来型の「学習」では対応が難しい。教わる側の関心や意欲を引き出し、各人の能動性によって理解や考察を深める「学修」が不可欠になる。学びは受動的なものから、能動的なものへ変化している。

こうした「学修」を支援するためには、小論文の解答や志望理由書等の



文書を、試験的にAIに生成させている。驚いたことに、これらの文書をAIはサクサクと生成する。私の見立てでは、表現は簡潔で読みやすく申し分がない。ただ、構成や内容についてはAI特有の傾向がある。それでも標準レベルの出来ばえだ。

ここでいう傾向の一つが、文脈の欠落である。問いに対する正解を数多くあげようとすると、AIが書く文章は散漫になりやすい。一つ一つの記述は概ね的確だが、相互の関係性や文脈がない。また、一般的に論点過多の文章は、字数の制約があるときに内容・説明が薄くなる。その結果、読み応えがない。

あるときAIに対して、自身が生成する文章と人間の文章との違いを尋ねたことがある。瞬時に出てきたのが「創造性、感情、倫理観、経験

への理解、直感的な洞察などの要素」を欠くとの自己診断である。いずれも文章の読み応えのポイントだ。このような長所と短所の混在が、「学修」教材としてのAIの優秀性である。AI登場の前から、私は「適度な悪文」を望ましい教材としてきた。これらをクリティカルに読むことで、自身が何を、どのように書くのか「学修」することができる。

面接試験の教材としてもAIの有効性に期待している。当初は対話型AIと呼ばれた時期があった。対話を通じて理解と考察を深めていくこともAIの特性の一つである。それは、大学受験における面接試験の展開と重なる。その点でもAIは格好の教材になり得る。

制度運用での試行

以上のような試行を重ねていく中で、情報公開や個人情報保護の制度運用の中で、AI活用の可能性があるのではないかと考え始めた。

たとえば市民から開示請求があったとき、その文書を開示としないか開示とするか？何をどこまで開示するのか？不開示にする根拠は何か？など、担当者が迷うこともある。そ





のとき、AIが生成した回答を参考
にすることができるとも思えない。
そこで、以下の問いを設定し、A
Iに問いかけてみた。

「私は教育委員会事務局の職員で
す。市立学校の教科書採択に絡む選
定審議会(非公開)などの録音デー
タの開示請求がありました。開示、
不開示、部分開示のいずれの判断を
すべきか、その根拠は何かを教えて
ください」

ここでいうAIとはChatGPTとGeminiである。以降、前者をCさん、後者をGさんと表記する。これまで経験した範囲での印象だが、Cさんは文章化が上手だが、一般的・抽象的な内容が多い。これに対してGさんは、三つの回答案を生成するなど情報量はあるが、あまりがなく散漫な文章が多い。

実際に上記の問いかけに対して、Cさんの回答は、「個人情報やプライバシーの保護、機密情報の保護、公共の利益と透明性、法的規制と方針」など「一般的な考慮事項と根拠」の概説にとどまった。

一方、Gさんの回答は「録音データが開示されない可能性」として、「個人情報が含まれている場合」「議事の円滑な運営を妨げる恐れがある

場合」「名誉毀損に繋がる恐れがある場合」をあげている。项目的にはCさんと大差がない。しかし、記述内容は相応の的確性と具体性があり、あとは条文に当てていけば使えるような印象を受けた。

ちなみに、この質問は川崎市であった事例に基づくものだ。教育委員会は録音データを不開示処分としたが、横浜地裁は取り消しを求める判決を言い渡している(神奈川新聞2023年10月4日)。判決は「率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの事項に「該当しない」とした。

いくつかの留意点

他にも「落下危険物のあるビルの所在地、所有者」や「特定の中学校におけるいじめに関するアンケート調査」などの事例についてもAIに開示の是非をたずねてみた。しかし、いずれも一般的・抽象的な回答であり、少なくとも現段階ではAIによる業務支援には限界がある。

ただし、AIは問いの内容・表現によっては、回答の精度をあげるこ
とができる。そこにAIによる業務
支援のジレンマがある。

それは問いの内容・表現を具体的に
にすることが、個人情報や内部情報
の漏えいになり得ることだ。仮に開
示請求があった時点で、対応内容を
AIに尋ねたとしても、それは、特
定の個人・法人等による開示請求の
事実をAIという「第三者」に伝え
ることになる。

そのためAIを業務支援に活かす
ためには、開示請求の有無とは切り
離れた形で、かつ一般的・抽象的な
内容・表現で行うしかない。つま
り、ケーススタディの一環としてAI
を活用する。そして有効性を高め
るために、諸制約の下で個別的・具
体的な内容・表現を尽くすことだ。

もう一つの留意点は、AIが生成
する情報は不正確かもしれない警戒
心を持つことだ。ケーススタディと
して使う中で、開示請求に関わる判
断に関してAIが判例や答申を引
用、提示する例が散見された。

たとえば「特定の中学校における
いじめに関するアンケート調査」で
は、Gさんが二つの判例を参考文献
として提示した。このうち一つは、
「会津坂下町教育委員会が行った
いじめに関するアンケート調査」の
実例だった。しかし、もう一つは全く
無関係な判例で、それを何のためら

いもなく打ち出したことに驚いた。
ファクトチェックを行うことで、
参考となる判例を引き出し、無関係
な判例を除外することができる。

AI+人間の可能性

まだまだ試行錯誤の段階ではあ
る。しかし、情報公開や個人情報保
護の制度運用の適正化をはかる上
で、AIは活用できると思われる。
ただ、そのためにはAIに対する問
いかけをはじめ、人間の側の工夫や
努力がまだまだ必要である。

AIによって人間の仕事が奪われ
るといふ近未来の予想は根強い。し
かし、これを毛嫌いするのではな
く、積極的に業務に活かしていくこ
とで、人間にしかできない仕事が見
えてくるのではないか。

AIを過信したり、AIに依存す
るのではなく、AIの回答を含めて
物事をクリティカルに考える。そし
て、もう一つのオルタナティブな解
を探る。それは人間に特有の「直感」
「創造性」を働かせることである。

こうしたAI+人間の「はじめの
一歩」としてnoteに記事を掲載し
た。順次ケーススタディを展開する
ので参照していただきたい。